24	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年１月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3233	（新設）	（新設）	（新設）

○経済産業省告示第八十四号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月十七日　　経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成二十八年経済産業省告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況下において、エネルギー供給事業者が、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用や、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが重要となっている。 エネルギー基本計画（平成26年４月11日閣議決定）においても、安全性を大前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図ることを基本的視点としている。 こうした情勢を踏まえ、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。 また、国はエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を図るための施策を講ずることとする。	我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況下において、エネルギー供給事業者が、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用や、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが重要となっている。 エネルギー基本計画（平成26年４月11日閣議決定）においても、安全性を大前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図ることを基本的視点としている。 こうした情勢を踏まえ、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。 また、国はエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を図るための施策を講ずることとする。

この基本方針は、このような認識のもと、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を総合的に進める見地から必要な事項を定めるものである。

第一　非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

1　非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。

⑴～⑶　［略］

⑷　石油供給事業者

①～②　［略］

③　石油供給事業者は、バイオ燃料のうち、食料と直接競合せず、生態系や環境への影響も少ない草本、木本等のセルロース、藻類又は廃棄物等を原料として製造されるもの（以下「次世代バイオ燃料」という。）の技術開発に努めることとする。

なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が55％以上あるものとすることを目標とする。

④　石油供給事業者は、バイオ燃料を調達する際には、次に掲げる事項について十分に配慮することとする。

ｉ　調達するバイオ燃料又はバイオ燃料の原料が、原料生産国の法令を遵守して生産されていること。

この基本方針は、このような認識のもと、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を総合的に進める見地から必要な事項を定めるものである。

第一　非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

1　非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。

⑴～⑶　［略］

⑷　石油供給事業者

①～②　［略］

③　石油供給事業者は、バイオ燃料のうち、食料と直接競合せず、生態系への影響も少ない草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるもの（以下「次世代バイオ燃料」という。）の技術開発に努めることとする。

なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が50％以上あるものとすることを目標とする。

④　石油供給事業者は、バイオ燃料を調達する際には、調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響を回避できるよう十分に配慮するとともに、災害や異常気象等によりバイオ燃料の原料の生産量の著し